

輸出者の輸出時の確認義務の拡大：キャッチオール規制の強化

独禁/通商・経済安全保障ニュースレター

2025年2月27日号

執筆者:

[中島 和穂](#)k.nakajima@nishimura.com[吉井 一希](#)k.yoshii@nishimura.com[桜田 雄紀](#)y.sakurada@nishimura.com[横瀬 雄太郎](#)y.yokose@nishimura.com

経済産業省は、2025年1月31日、国際的な安全保障環境の変化を背景として、輸出管理の強化に関する2つの意見募集手続を開始しました。この輸出管理強化には、多くの改正が含まれていますが（その概要は以下のとおりです。）、本ニュースレターでは、日本の輸出企業の多くに関連する特に重要な改正として、キャッチオール規制の強化（以下、キャッチオール規制の強化に係る改正を「**本改正**」といいます。）を取り上げます。本改正により、日本の輸出企業は、輸出時の確認内容が増加し、またこれに伴って社内の輸出管理手続を見直す必要が生ずる可能性があります。

2025年1月31日付けで公表された輸出管理の改正案

意見募集手続	改正内容	要旨	タイムライン
外国為替令等の一部を改正する政令案等（補完的輸出規制等）に対する意見募集について	キャッチオール規制の見直し	<ul style="list-style-type: none">・通常兵器キャッチオール規制の輸出者の確認義務（客観要件）の追加・懸念国への迂回輸出防止のためのインフォーム要件の適用範囲拡大	2025年3月1日まで意見募集。 2025年3月末頃公布予定、その6か月後に施行予定 ¹ 。
	輸出管理に係る制度・運用の合理化	<ul style="list-style-type: none">・「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」の簡素化・外国軍隊の防衛装備の持ち帰りに係る手続の合理化・展示会等の技術提供（防衛装備関係）に係る手続の合理化	
	技術管理強化のための官民対話スキームの対象拡大	<ul style="list-style-type: none">・技術管理強化のための官民対話スキーム²に係る対象技術の追加（磁気センサー、スポンジチタン、正負極バインダ、固体電解質、セパレータ製造装置）	
外国為替令及び輸出貿易管理令の一部を改正する政令案等（重要・新興品目等）に対する意見募集について	リスト規制品目の拡大	<ul style="list-style-type: none">・重要・新興技術の軍事転用防止を目的とするリスト規制品目の拡大（先端半導体・量子コンピュータ関係等）等	2025年3月1日まで意見募集。 具体的な公布時期は不明（リスト規制品目の拡大について、施行は公布から2か月後）。
	安全保障上の懸念の程度に応じた規制の合理化・適正化	<ul style="list-style-type: none">・特別一般包括許可の対象拡大（半導体製造用途の圧力計及びクロスフローろ過装置、工作機械並びにエアバッグ用火薬類等関係）・特別返品等包括許可の申請要件の緩和・中古工作機械に係る手続の適正化	

¹ 貿易経済安全保障局「[産構審安保小委を踏まえた補完的輸出規制の見直しについて](#)」（2025年1月）12頁。

² 技術管理強化のための官民対話スキームについては、当事務所ニュースレター「[日本が優位性を有する技術の海外移転に関する事前報告義務の導入](#)」（2024年10月11日号）参照。

I. 本改正に至る経緯

経済産業省産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会は、2024年4月24日付け中間報告（以下単に「**中間報告**」といいます。）³において、急速な技術進歩や汎用品・汎用技術の軍事転用可能性の高まりなど、新たな安全保障環境を踏まえて、キャッチオール規制の強化を含めた安全保障貿易管理制度の改定を提言しました⁴。本改正では、この提言に基づき、中国、インドやロシアなどのいわゆる一般国向けの貨物の輸出や技術の移転について輸出者（貨物を輸出する者のみならず技術を移転する者を含みます。以下同じ。）が確認義務を負う客観要件を追加すると共に、懸念国への迂回輸出のおそれがある場合に経済産業大臣の通知により輸出者による許可申請を義務づけるインフォーム要件の適用範囲の拡大が行われました。

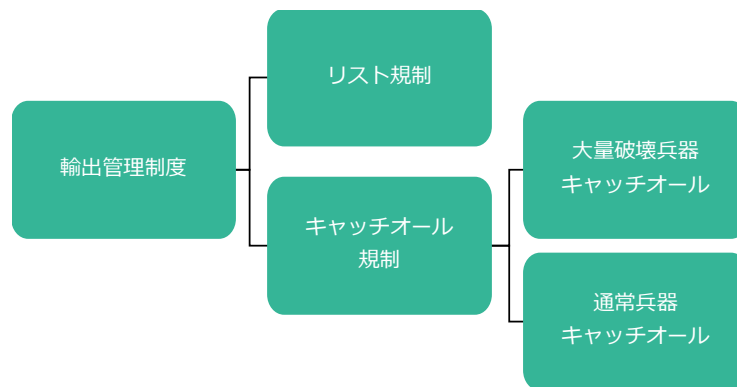
なお、中間報告に基づき既に技術管理強化のための官民対話スキームが導入されており⁵、本改正はこれに続くものとなります。

以下、本改正の内容を説明した上で、日本の輸出企業が注意すべき点を説明します。

II. 本改正の内容

1. 現在の（本改正前の）キャッチオール規制の概要

安全保障の観点から行われる日本の輸出管理は、①リストに掲載される所定の機微な貨物及び技術（以下、貨物及び技術を総称して「**品目**」といいます。）の輸出及び提供（以下総称して「**輸出等**」といいます。）につき経済産業大臣の許可が必要になる**リスト規制**と、②リスト規制の対象とならない品目であっても、大量破壊兵器や通常兵器の開発、製造、使用又は貯蔵（以下総称して「**開発等**」といいます。）に用いられるおそれのある場合に経済産業大臣の許可が必要となる、**キャッチオール規制**により構成されます。キャッチオール規制は、大量破壊兵器（核兵器等）の開発等の懸念を理由とする規制である**大量破壊兵器キャッチオール**と、通常兵器の開発等の懸念を理由とする規制である**通常兵器キャッチオール**とに大別されます。



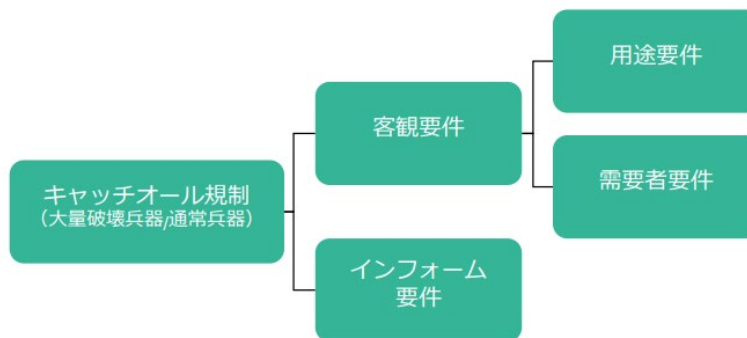
³ 経済産業省産業構造審議会安全保障貿易管理小委員会「[中間報告](#)」（2024年4月24日）。

⁴ 当事務所ニューズレター「[日本の優位性を有する技術の海外移転に関する事前通知規制の導入と輸出者の輸出時の確認義務の拡大](#)」（2024年5月10日号）。

⁵ 当事務所ニューズレター「[日本が優位性を有する技術の海外移転に関する事前報告義務の導入](#)」（2024年10月11日号）。

キャッチオール規制（大量破壊兵器キャッチオール及び通常兵器キャッチオール）は、許可が必要になる場合に応じて客観要件とインフォーム要件に分けられます。

- ・ 客観要件は、輸出者が確認を行った結果、輸出等される品目が懸念用途に用いられるおそれがある場合（用途要件）、又は、輸出等される品目の需要者に懸念がある（例えば、大量破壊兵器の開発等を行っており、又は行ったことがある）場合（需要者要件）に許可が必要となります。
- ・ インフォーム要件では、経済産業大臣から許可申請が必要である旨の通知（インフォーム通知）を受けた場合に、許可が必要となります。



もともと、現在の規制（本改正の実施前の規制）では、以下の 3 つの仕向国の類型に応じてキャッチオール規制の内容が異なります。

- ・ グループ A 国（実効的に輸出管理制度を運用している、安全保障貿易管理上の懸念が小さい 27 개국⁶）：
大量破壊兵器キャッチオール・通常兵器キャッチオールともに適用されません。
- ・ 国連武器禁輸国・地域⁷：
大量破壊兵器キャッチオール・通常兵器キャッチオールの両方について客観要件・インフォーム要件の双方が適用されます。ただし、通常兵器キャッチオールの客観要件のうち需要者要件は適用されません。
- ・ 上記二つの類型以外の国・地域（以下「一般国」といいます。）：
この一般国には、中国、ロシアやインドなどが含まれます。
大量破壊兵器キャッチオールは、客観要件・インフォーム要件ともに適用されます。通常兵器キャッチオールは、客観要件は適用されず、インフォーム要件のみが適用されます。

⁶ アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国。

⁷ アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン。

以下の表は上記適用関係をまとめたものです（○：適用あり、－：適用なし）。

【大量破壊兵器キャッチオール（改正前）】

仕向地	客観要件		インフォーム要件
	用途要件	需要者要件	
グループ A 国	－	－	－
一般国	○	○	○
国連武器禁輸国・地域	○	○	○

【通常兵器キャッチオール（改正前）】

仕向地	客観要件		インフォーム要件
	用途要件	需要者要件	
グループ A 国	－	－	－
一般国	－	－	○
国連武器禁輸国・地域	○	－	○

2. 改正①：通常兵器キャッチオールの客観要件の追加

近時、半導体などの汎用性の高い技術であっても、軍事転用リスクが高まっていることを踏まえ、本改正では、通常兵器キャッチオールの客観要件が追加されました。このため、経済産業省からのインフォーム通知がなくとも、輸出者が輸出時に確認する義務を負うケースが増えることとなります。

まず、キャッチオール対象品目のうち、安全保障上の懸念の高い特定の貨物及び技術（以下「**特定品目**」といいます。）の一般国向けの輸出等について客観要件（用途要件及び需要者要件の双方）が新たに追加されることとなります。また、国連武器禁輸国・地域向けの輸出等について、従前から規制されていた用途要件に加えて、需要者要件が追加されることとなります。

これらの改正は以下の表のハイライト箇所です。

【通常兵器キャッチオール（改正後）】

仕向地	客観要件		インフォーム要件
	用途要件	需要者要件	
グループ A 国	－	－	○
一般国	特定品目のみ○	特定品目のみ○	○
国連武器禁輸国・地域	○	○	○

① 一般国向け輸出等について通常兵器キャッチオールの客観要件が追加される特定品目とは

中間報告は、一般国向けの輸出について輸出者の確認義務を追加すべき品目について、安全保障上の懸念の程度と、輸出者による用途確認・需要者確認の可能性を踏まえて絞り込むべきとの方針を示していました。本改正では、下表のとおり、特定品目が HS コードを用いて指定されています⁸。また、下記貨物の設計、製造又は使用に係る技術も特定品目に含まれます。

カテゴリー	特定品目 (HS コード)
工作機械	8456 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械 8457 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン 8458 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。） 8459 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第 84.58 項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。） 8460 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第 84.61 項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。） 8461 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）
レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器	8526.10 レーダー 8526.91 航行用無線機器 8526.92 無線遠隔制御機器
集積回路	8542.31 プロセッサ及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。） 8542.32 記憶素子 8542.33 増幅器 8542.39 その他のもの
航空機、宇宙飛行体、部品	8802.60 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット 8806 無人航空機 8807 部分品（第 88.02 項又は第 88.06 項の物品のものに限る。）
航行用機器	9014.20 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。） 9014.80 その他の機器
検査用機器	9027.50 その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。） 9030.20 オシロスコープ及びオシログラフ 9030.32 マルチメーター（記録装置を有するもの） 9030.39 その他のもの（記録装置を有するもの）

⁸ 特定品目には、ロシア制裁（ロシア向け輸出禁止措置）との関係で、「ウクライナから発見されたロシア軍の兵器に使用されていた部品等を調査・特定した結果」として、迂回輸出の可能性を踏まえ慎重に輸出すべきとされている「[Common High Priority Items](#)」が多く含まれています。例えば、上記の内、集積回路、航行用機器、検査用機器に分類される品目は、いずれも、Common High Priority Items にも掲げられています。

② 一般国向け輸出等に関する通常兵器キャッチオール⁹の客観要件（用途要件及び需要者要件）の内容

(i) 用途要件

通常兵器キャッチオールの用途要件の内容は、これまで規制されていた国連武器禁輸国・地域向けと同様であり、以下のいずれかに該当する場合には、用途要件に該当するものとして、経済産業大臣の許可が必要となります。

- ・ **輸出者が入手した文書等の記載**：品目の輸出等に関する契約書又は輸出者が入手した文書、図画又は電磁的記録において、当該品目が武器（輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物）の開発等のために用いられることとなる旨記載又は記録されているとき
- ・ **輸入者・需要者からの連絡**：輸出者が、当該品目が武器の開発等のために用いられることとなる旨輸入者（技術の場合には取引の相手方）若しくは需要者（技術の場合には利用者。以下同じ。）又はこれらの代理人（以下「**輸入者等**」といいます。）から連絡を受けたとき

(ii) 需要者要件

本改正により新たに導入される通常兵器キャッチオールの需要者要件の内容は、従前から規制されている大量破壊兵器キャッチオールにおける需要者要件と同様であり、具体的には、以下のいずれかの要件を満たす場合には、**当該品目が武器の開発等以外のために用いられることが明らかな場合を除き**、需要者要件に該当するものとして、経済産業大臣の許可が必要となります。

- ・ 輸出等される品目の需要者が、経済産業省が公表する外国ユーザーリスト⁹に掲載されている場合
- ・ 輸出等される品目の需要者が、武器の開発等を行う、又は行った旨が、契約書や輸出者が入手した文書等に記載又は記録されている場合
- ・ 輸出等される品目の需要者が、武器の開発等を行う、又は行った旨を、当該品目の輸入者等から連絡を受けた場合

「当該品目が武器の開発等以外のために用いられることが明らかな場合」に該当するか否かは、**明らかなガイドライン**に照らして判断されることとなります¹⁰。この需要者要件に関する明らかなガイドラインは、大量破壊兵器キャッチオールに関して定められてきましたが、本改正により通常兵器キャッチオールにも適用されることとなります。また、本改正により、明らかなガイドラインの内容は、米国輸出管理規則（EAR）において懸念取引を判断するための指標として示されている「Red Flags」¹¹等を踏まえて、拡充されます¹²。

⁹ 最新版は 2025 年 1 月 31 日付けのもの：https://www.meti.go.jp/policy/anpo/20250131_5.pdf。

¹⁰ 貿易経済安全保障局「[産構審安保小委を踏まえた補完的輸出規制の見直しについて](#)」（2025 年 1 月）8-9 頁。

¹¹ [EAR Supplement No. 3 to Part 732](#)。

¹² 改正後の明らかなガイドラインは、「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」の改正箇所（[リンク](#)中の 23 頁）参照。

明らかガイドラインの改正では、輸出者が貨物の輸出又は技術の提供の際に確認すべき事項として、例えば、以下の項目が追加されました。

- ・ 懸念理由が「通常兵器」である外国ユーザーリスト掲載者との間で行われる特定品目に係る取引については、明らかガイドラインの他の項目の確認において、通常兵器の開発等に用いられるという懸念が払拭されない事項がないこと¹³。
- ・ 国連武器禁輸国・地域向けの輸出等に関しては、輸出等される品目が、①「通常兵器の開発等に用いられるおそれの強い貨物例¹⁴」に該当する品目又は②特定品目に該当しないこと¹⁵。

3. 改正②：グループ A 国向け輸出等に係るインフォーム要件の導入

従前、グループ A 国向けの輸出等は、当該国で輸出管理を適切に行われていると考えられることを理由として、キャッチオール規制の対象外とされてきましたが、中間報告は、グループ A 国を経由した懸念国への迂回輸出が生じていること（例えば、ロシアが第三国経由で西側諸国の汎用品を調達すること）を背景として、当局がそうした懸念情報を得た場合には、インフォームを行い、輸出許可を要求できる仕組みを導入すべきとの方向性を示していました。

かかる中間報告の提言に基づき、本改正は、グループ A 国を仕向地とする輸出等を行う場合であっても、大量破壊兵器又は核兵器の開発等のために用いられるおそれがあるものとして経済産業大臣からインフォームを受けた場合は、許可を必要としています¹⁶。当該改正内容を表に整理すると以下のとおりです（ハイライト部分）。

【大量破壊兵器キャッチオール（改正後）】

仕向地	客観要件		インフォーム要件
	用途要件	需要者要件	
グループ A 国	—	—	○
一般国	○	○	○
国連武器禁輸国・地域	○	○	○

【通常兵器キャッチオール（改正後）】

仕向地	客観要件		インフォーム要件
	用途要件	需要者要件	
グループ A 国	—	—	○
一般国	特定品目のみ○	特定品目のみ○	○
国連武器禁輸国・地域	○	○	○

¹³ 明らかガイドライン（改正後）項目㉔。

¹⁴ 「[通常兵器の開発、製造若しくは使用に用いられるおそれの強い貨物例](#)」参照。

¹⁵ 明らかガイドライン（改正後）項目㉔。

¹⁶ グループ A 国向け輸出等に係るインフォーム要件は、迂回輸出を防止する規定である外国為替及び外国貿易法 25 条 2 項及び 3 項 2 号並びに 48 条 2 項に基づき導入されます。

Ⅲ. 輸出企業の留意点

キャッチオール規制を強化する本改正は、リスト規制品以外の品目を日本から輸出する企業に幅広く影響を与えるものと考えられます。特に、中国、インドなどの一般国向けに輸出や技術の提供を行う企業は、通常兵器キャッチオールに関して、従前は経済産業省からのインフォーム通知がない限り、特段対応する必要がありませんでしたが、本改正により特定品目の用途や需要者を確認する必要が生じます。この特定品目に関する改正は、2025年3月末頃に公布され、その6か月後に施行される予定です。これらの企業は、自社で取り扱う品目に特定品目が含まれないか否かを確認した上で、本改正内容に従い、輸出管理に係る各種の内規（輸出管理内部規程や各種の審査票等）を改訂し、社内での輸出管理手続を改正する必要が生じるものと思われます。

また、近時の国際的な安全保障環境を踏まえ、キャッチオール品目の中でも機微度の高い貨物・技術について、今回規制が追加される特定品目や既に規制が導入されている官民対話スキームの対象技術への指定を通じて、輸出や技術の提供に関する規律が抜本的に強化されてきたところ、今後も規制対象品目の拡大等の規律の強化は続く可能性は十分に考えられます。このため、輸出企業や国外への技術の提供を行う可能性のある企業においては、これらの規制対象の拡大に関する動向を注視する必要があります。また、これまでリスト規制品目の輸出を行っていないことから、特段の体制整備を行ってこなかった企業においても、規制リスクに応じて求められる社内体制の構築を検討すべき必要性は高まっているものと考えられます。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜にかなったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#) よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは [こちら](#) に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ 広報課 newsletter@nishimura.com